

毎週火、金曜日発行（但休日、当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次

◇告示 豚コレラ予防注射の実施  
土地改良区役員の退任及び就任  
国民健康保険条例の制定及び一部改正の認可

◇選管告示 個人演説会に使用する公営施設の指定

告示

鳥取県告示第六十三号

鳥取県告示第六十三号  
次のように豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年四月十五日

一 実施の目的 鳥取県知事 遠藤 茂  
豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
豚、ただし生後四十日及び分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法  
豚コレラ予防液皮下注射

実施期日	実施区域	実施場所
四月十六日	東伯郡由良町大谷、妻波	同上
十七日	由良宿	"
"	大栄町旧大誠 西園、東園	"
十八日	由良町別所、青木、檜山	"
十九日	大栄町旧大誠 瀬戸、原島、穂波	"
二十二日	旧栄	"

鳥取県告示第百六十四号

宿土地改良区から、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十三年四月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名及び住所

理事 中原 信治 気高郡気高町大字土居

桐谷 秀穂 宿

江谷 輝久

監事 中原 鹿次

桐谷 弥太郎

就任した役員の名及び住所

理事長 江谷 亀藏 気高郡気高町大字宿

理事 桐谷 弥太郎

三谷 将太郎

中原 正人

吉多 政男 土居

石黒 武雄

中原 菊太郎

中原 政一

吉多 武

江谷 義晴

宿

鳥取県告示第百六十五号

国民健康保険を行う北条町に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条の十三第二項の規定に基づき北条町国民健康保険条例の制定並びに同条例の一部改正を昭和三十三年三月三十一日認可した。

昭和三十三年四月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第

一項第三号の規定により、個人演説会を開催することができる施設として次の施設を指定した旨東伯郡北条町選挙管理委員会委員長から報告があつた。

昭和三十三年四月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄

施設名 所在地

北条町立東保育所 北条町大字江北一、〇一〇番地

北条町立中央保育所 北条町大字弓原一六一番地

北条町立西保育所 北条町大字下神一〇四番地